

浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第14号

(浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年浅口市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

(浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年浅口市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。